

オ オ ム ラ ノ
令和6年度∞MURAミライno奨学金
(大村市給付型奨学金) 募集要項
＜学業・スポーツ・文化芸術＞

【国内大学】

本制度は、学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀であるにもかかわらず、経済的な理由により修学の継続が困難な者に対して、大村市奨学金を給付することにより、有用な人材を育成することを目的とします。

1 募集期間

令和6年4月1日（月）～4月30日（火）【必着】

2 応募資格（受給資格）

次の項目のすべてに該当すること。

- (1) 最初の給付を受ける年度において、30歳未満の者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校を卒業する月又はこれに相当する月まで、1年以上引き続き大村市内に住所を有しており、奨学金の給付を受けようとする年度の初日以後、引き続き大村市内に住所を有する者、又は本人と生計を一にする者（※）が市内に住所を有していること。

※生計の主宰者など一定の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

- (3) 法第1条に規定する大学に在学中の者。ただし、法第84条に規定する通信教育、法第91条第2項に規定する専攻科、法第91条第3項に規定する別科、法第97条に規定する大学院及び法第108条第2項に規定する短期大学を除く。
- (4) 学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀であること。
（各分野における成績要件は以下のとおりです。）

【成績要件】

① 学業分野（大学1年生が申請する場合）

直近の大学入学共通テストで、入学した大学の学部・学科等の受験に必要な科目の合計得点が満点の90%以上であること。又は、国語、英語及び数学の合計得点が満点の90%以上であること。

※受験に必要な科目を確認するため、入学先の大学の受験に係る募集要項のコピー等の提出を求める場合があります。

(例) 入学した大学の受験に必要な大学入学共通テストの科目が、国語、英語、日本史であった場合
国語(200点満点)、英語(リーディング100点満点、リスニング100点満点)、日本史(100点満点)の場合は、合計500点満点で450点以上

(例) 国語、英語及び数学の合計得点90%以上の場合

国語(200点満点)、英語(リーディング100点満点、リスニング100点満点)、数学(200点満点)の場合600点満点で540点以上

※数学については、2科目必要(数学Ⅰ・Aと数学Ⅱ・Bなど)

② 学業分野（大学2年生以上が申請する場合）(次のア・イどちらも満たすこと。)

ア 直近の大学入学共通テストで、申請者が在学している大学の学部・学科等に入学するために必要な合計得点が、満点の90%以上相当と認められる大学であること。

※申請者の在学学校における直近の入試結果等を参考に大村市が判断します。

イ 申請者の在学期間中のGPA（Grade Point Average）が4.0点満点中3.0点以上であること。

※GPAを導入していない学校については、成績証明書を基に教育委員会事務局で算出します。

③ スポーツ分野（次のア・イどちらも満たすこと。）

ア 申請する年度の前年度において、全国大会等以上の大会で3位以上（国際大会の場合は7位以上）に入賞していること。

イ 進学先においてアに関するスポーツを継続し、技能等の向上が見込まれること。

◎スポーツの例

球技、陸上、水泳、武道 等

④ 文化芸術分野（次のア・イどちらも満たすこと。）

ア 申請する年度の前年度において、全国大会等以上の大会で大臣表彰又は入選以上の表彰を受けていること。

イ 進学先においてアに関する文化芸術の分野を在学する学部・学科等で履修し、技能等の向上が見込まれること。

◎文化芸術の例

- ・音楽（楽器、声楽 等）
- ・美術（絵画、彫刻、版画、デザイン、写真 等）
- ・舞台芸能（演劇、舞踊、伝統芸能 等）
- ・その他（放送、文芸、書道、映画 等）

(5) 経済的理由により修学の継続が困難と認められること。

世帯の総所得額が生活保護基準額×2.0倍以下であること。

◎生活保護基準額×2.0倍以下の目安

4人世帯・・・給与収入760万円程度

4人世帯の詳細：父母40代、本人18歳、高校生1人、家計支持者1名、借家

※経済的要件は世帯構成で異なってくるため、詳しくはお尋ねください。

(6) 本人及び本人と同一生計者に市税の滞納がないこと。

(7) 大村市から奨学基金の貸与を受けていないこと。

(8) 成績証明書及び在学証明書（スポーツ又は文化芸術分野においては、左記に加えて活動報告書）を毎年提出することが可能な者

3 給付金額

月額 25,000円

4 給付期間

在学する学校における正規の修業期間とします。ただし、正規の修業期間より前に卒業等（飛び級等）により修業期間を修了した場合は、修了までの期間とします。

5 定員

- (1) 学業分野・・・1名
- (2) スポーツ分野・・・1名
- (3) 文化芸術分野・・・1名

6 申請方法及び審査

(1) 募集期間内に申請書に必要書類を添付し、大村市教育委員会に提出してください。

(2) 論文審査

申請書類確認後、成績、経済要件等の応募資格を満たしている申請者を対象に、大村市教育委員会が指定する日（令和6年5月11日（土）を予定）に論文試験を実施します。

(3) 総合審査

大村市奨学生選考委員会で論文及び提出書類の審査を行い、奨学生を決定します。

7 提出書類

【各分野共通】

(1) 奨学生申請書（様式第1号）

(2) 奨学生推薦調書（様式第2号）

（新1年生は卒業した高校の学校長、それ以外の者は在学校の学校長）

(3) 申請者及び申請者と生計を一にする方の居住状況を確認されることについての同意書又は住民票謄本（世帯全員について記載してあるもの）

(4) 家計支持者が居住する家の賃貸借契約書（持家以外に居住している場合）

(5) 申請者及び申請者と生計を一にする方の所得状況を確認されることについての同意書又は所得証明書（令和4年分の所得に係るもので、同一生計で所得がある者全員分）

(6) 年金・恩給の受給額が分かるものの写し

（令和4年分の受給に係るもので、同一生計で年金及び恩給を受給する者全員分）

(7) 在学証明書（本人分、高校・大学等に在学している兄弟姉妹分）

(8) 申請者及び申請者と生計を一にする方の市税の納付状況の確認に対する同意書又は市税納税証明書

【学業分野】

① 申請時点で大学1年生の者

(1)～(8)の書類

(9) 直近の大学入学共通テストの成績通知書

② 申請時点で大学2年生以上の者

(1)～(8)の書類

(10) 在学期間中の成績証明書

【スポーツ分野、文化芸術分野】

(1)～(8)の書類

(11) 申請者の全国大会等での成績を証明できる書類等

（例）大会結果が分かる正式な発行物や表彰状の写し、出品した作品の写真等

(12) (11)に関するスポーツを継続していることが分かる書類（スポーツ分野の申請に限る。）

(13) 大学の学部・学科等で(11)に関する文化芸術を履修していることがわかる書類

（文化芸術分野の申請に限る。）

（例）在学校のパンフレットや履修する授業のシラバス等

※その他、個別に必要な書類の提出を求める場合があります。

8 採用決定通知 令和6年6月予定

9 奨学金の給付

年4回（4月、7月、10月及び1月）に分けて3か月分を給付します。ただし、新規採用者については4月分と7月分を、まとめて7月に給付します。

10 修学状況等による給付の終了

採用決定後、毎年応募資格（受給資格）を満たしているか確認するため、必要な書類を提出してください。満たしていない場合は、給付を終了します。

（満たさない場合の例①）

世帯の総所得額が生活保護基準額×2.0倍を超えた場合

（満たさない場合の例②）

学年ごとの修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下となった学年が2年間連続した場合

11 給付期間終了後の協力について

給付期間終了後、数年間活動の報告を求めたり、子どもたちへの講演等を依頼する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

12 申請書の提出先及び問合せ先

申請書は下記に提出してください。また、その他ご不明な点はお問い合わせください。

長崎県大村市教育委員会教育総務課

〒856-8686

長崎県大村市玖島1丁目25番地

電話：0957-53-4111（内線363）

FAX：0957-52-9700

メールアドレス：kyouiku@city.omura.nagasaki.jp